

諮問庁：防衛大臣

諮問日：令和5年10月19日（令和5年（行情）諮問第933号）

答申日：令和7年3月26日（令和6年度（行情）答申第1099号）

事件名：「航空安全情報」の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる文書（以下「本件請求文書」という。）の開示請求に対し、別紙の2に掲げる19文書（以下、順に「文書1」ないし「文書19」といい、併せて「本件対象文書」という。）を特定し、その一部を不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和3年10月11日防官文第17072号及び令和5年7月13日防官文第15403号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った開示決定及び一部開示決定（以下、順に「原処分1」及び「原処分2」といい、併せて「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

（1）原処分1

ア 文書の特定が不十分である。

（ア）国の解釈によると、「行政文書」とは、「開示請求時点において、『当該行政機関が保有しているもの』」（別件の損害賠償請求事件における国の主張）である。

（イ）国が情報公開法の統一的な運用を確保するために作成した指針である「情報公開事務処理の手引」（平成30年10月 総務省行政管理局情報公開・個人情報保護推進室）は、「スキャナで読み取ってできた電磁的記録を交付する方法と既に保有している電磁的記録をそのまま交付する方法とがあることから、開示請求の手続の中で開示請求者にその旨教示し、対象となる行政文書をあらかじめ請求者に特定させる必要がある」（20頁）と定めている。

（ウ）（ア）及び（イ）の理由から、開示決定においては特定された電磁的記録を開示請求者に予め特定させるためには、処分庁は開示決定時において開示請求者にそれを特定・明示する必要がある。

（エ）本件開示決定では具体的な電磁的記録形式が特定されず、また開

示請求の手續の中で開示請求者にその旨教示されていないのは、国の指針に反するものであるから、改めてその特定及び教示が行われるべきである。

イ 変更履歴情報及びプロパティ情報等の特定を求める。

本件開示決定通知からは不明であるので、変更履歴情報（別紙２（省略）で説明されているもの）及びプロパティ情報（別紙３（省略）で説明されているもの）が特定されていなければ、改めてその特定を求めるものである。

ウ 特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求める。

平成２２年度（行情）答申第５３８号で明らかになったように、電子ファイルを紙に出力する際に、当該ファイル形式では保存されている情報が印刷されない場合が起こり得る。

これと同様に当該ファイル形式を他のファイル形式に変換する場合にも、変換先のファイル形式に情報が移行しない場合が設定等により技術的に起こり得るのである。

本件対象文書が当初のファイル形式を変換して複写の交付が行われている場合、本件対象文書の内容が、交付された複写には欠落している可能性がある。そのため、特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求めるものである。

なお本件申立て時には開示実施を受けていないが、過去の例から処分庁の開示の実施が申立可能期間を過ぎた後に行われる場合があるので、事前に申し立てる次第である。

エ 「本件対象文書の内容と関わりのない情報」（平成２４年４月４日付け防官文第４６３９号）についても特定を求める。

平成２４年４月４日付け防官文第４６３９号で示すような「本件対象文書の内容と関わりのない情報」との処分庁の勝手な判断は、法に反するので、本件対象文書に当該情報が存在するなら、改めてその特定と開示・不開示の判断を改めて求めるものである。

オ 一部に対する不開示決定の取消し。

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

カ 不開示処分の対象部分の特定を求める。

「一部」という表現では、具体的な箇所を知ることができない。これでは総務省情報公開・個人情報保護審査会の審議において意見を申し立てるに当たって具体的な箇所の特定に支障が生じるものである。

またこのような表現では、交付された複写に本来不開示とされていない箇所に誤って被膜が施されても審査請求人は確認することができ

ない。

更に「情報公開事務処理の手引」（平成30年10月 総務省行政管理局情報公開・個人情報保護推進室）が、「部分開示（部分不開示）の範囲（量）が明確になるように開示を実施する必要がある」（24頁）と定めており、「部分開示（部分不開示）の範囲（量）が明確」になっているかを確認する上でも不開示箇所の具体的な特定が求められる。

キ 紙媒体についても特定を求める。

「行政文書」に関する国の解釈に従い、紙媒体が特定されなかったものについては、その特定を求めるものである。

ク 他に文書がないか確認を求める。

審査請求人は確認する手段を持たないため、開示請求対象に漏れがないか念のため確認を求める次第である。

ケ 複写媒体としてDVD-Rの選択肢の明示を求める。

開示決定通知書に明示されていないので、法に従い、複写媒体としてDVD-Rが選択できるよう改めて決定を求める。

（2）原処分2

アないしカ 上記（1）アないしカと同じ。

キ 上記（1）クと同じ。

ク 上記（1）ケと同じ。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として本件対象文書を特定した。

本件開示請求については、法11条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、令和3年10月11日付け防官文第17072号により、文書1及び文書2について、法9条1項に基づく開示決定処分（原処分1）を行った後、令和5年7月13日付け防官文第15403号により、文書3ないし文書19について、法5条1号、2号イ及び3号に該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分2）を行った。

本件各審査請求は、原処分1及び原処分2に対して提起されたものであり、本件諮問に当たっては、それらの審査請求を併合し諮問する。

なお、原処分1に対する審査請求について、審査請求が提起されてから情報公開・個人情報保護審査会への諮問を行うまでに約2年及び約1年10か月を要しているが、その間多数の開示請求に加え、開示請求の件数を大幅に上回る大量の審査請求が提起され、それらにも対応しており、諮問を行うまでに長期間を要したものである。

2 法5条該当性について

原処分2において、不開示とした部分及び不開示とした理由は、別表のとおりであり、文書3ないし文書19のうち、法5条1号、2号イ及び3号に該当する部分を不開示とした。

3 審査請求人の主張について

- (1) 審査請求人は、「文書の特定が不十分である」として、電磁的記録形式の特定及び教示を行うよう求めるが、法その他の関係法令において、そのようなことを義務付ける趣旨の規定はないことから、当該電磁的記録の記録形式を特定し教示することはしていない。
- (2) 審査請求人は、「変更履歴情報及びプロパティ情報等の特定を求める」とともに、「「本件対象文書の内容と関わりのない情報」（平成24年4月4日付け防官文第4639号）についても特定を求める」として、変更履歴情報及びプロパティ情報等についても特定し、開示・不開示を判断するよう求めるが、それらは、いずれも防衛省において業務上必要なものとして利用又は保存されている状態になく、法2条2項の行政文書に該当しないため、本件開示請求に対して特定し、開示・不開示の判断を行う必要はない。
- (3) 審査請求人は、「特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複製しているか確認を求める」としているが、本件対象文書と開示を実施した文書の内容を改めて確認したところ、欠落している情報はなく、開示の実施は適正に行われていることを確認した。
- (4) 審査請求人は、「一部に対する不開示決定の取消し」として、支障が生じない部分について開示を求めるが、原処分2においては、本件対象文書の法5条該当性を十分に検討した結果、上記2のとおり、本件対象文書の一部が同条1号、2号イ及び3号に該当することから当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については開示している。
- (5) 審査請求人は、「不開示処分の対象部分の特定を求める」として、不開示箇所の具体的な特定を求めるが、原処分2において不開示とした部分は開示決定通知書により具体的に特定されており、当該通知書の記載に不備はない。
- (6) 審査請求人は、「紙媒体についても特定を求める」としているが、原処分においては、紙媒体を特定している。
- (7) 審査請求人は、「他に文書がないか確認を求める」としているが、本件対象文書のほかに本件開示請求に係る行政文書は保有していない。
- (8) 審査請求人は、「複写媒体としてDVD-Rの選択肢の明示を求める」としているが、当該主張は開示の実施の方法に係る不服であって、法19条1項に基づいて、諮問すべき事項にあたらぬ。
- (9) 以上のことから、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和5年10月19日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年11月14日 審議
- ④ 令和7年3月19日 本件対象文書の見分及び審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書を特定し、その一部を法5条1号、2号イ及び3号に該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、文書の追加特定及び不開示部分の開示を求めているところ、諮問庁は、原処分を維持することが妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件対象文書の特定の妥当性及び不開示情報該当性について検討する。なお、本件において、諮問庁は原処分1に係る審査請求についても併せて諮問しているが、原処分1の内容と審査請求の理由等を照らし合わせると、当審査会で判断すべき内容はないと解されることから、当該処分に係る判断はしない。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

- (1) 本件対象文書の特定について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

ア 本件開示請求文言にいう「防官文第13387号（2021.6.2一本本B446）」とは、特定年月日に受理された審査請求人による特定開示請求（以下「別件開示請求」という。）に対する防衛大臣の先行開示決定である。

本件開示請求は、別件開示請求に係る先行開示決定で残りの部分とされた文書及び別件開示請求の受付日の翌日（令和3年6月3日）から本件開示請求の受付日（同年8月10日）までの間に発行された「航空安全情報」の開示を求めるものと解し、これに該当する文書として本件対象文書を特定した。

イ 本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書は作成・発行しておらず、保有していない。

- (2) 当審査会において、諮問庁から提示を受けた別件開示請求に係る先行開示決定及び後行開示決定の各開示決定通知書を確認したところ、上記(1)アの諮問庁の説明のとおりであると認められる。

また、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書を保有していない旨の上記(1)イの諮問庁の説明に不自然、不合理な点はない。

したがって、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象と

して特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当である。

3 不開示部分の不開示情報該当性について

(1) 法5条1号該当性について

ア 別表の番号1に掲げる不開示部分は、自衛隊員、隊員家族及び民間人等の写真の顔部分である。

当該部分は、法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。

当審査会事務局職員をして、自衛隊員の顔写真を公にする慣行の有無等について諮問庁に確認させたところ、諮問庁から、防衛省・自衛隊においては、自衛隊員のうち将官（将補以上の階級の者を指す。）等の顔写真については、報道の用に供するため、報道機関等に提供するなど、これを公にする慣行があるが、当該不開示部分の自衛隊員については公表慣行がなく、ウェブサイト等の他の広報資料等でも公表されていない者であるとの説明があった。

上記の諮問庁の説明を踏まえると、当該各部分の自衛隊員は、法5条1号ただし書イに該当しないと認められるほか、隊員家族及び民間人等についても、その写真の顔部分を公にする慣行があると認めるべき事情は存しないことから同号ただし書イに該当せず、いずれも同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

また、当該各部分は、個人識別部分に該当すると認められることから、法6条2項による部分開示の余地はなく、法5条1号に該当し、不開示としたことは妥当である。

イ 別表の番号2及び番号3に掲げる不開示部分には、特定隊員の勤務経歴が記載されていると認められる。

当該部分は、原処分で開示された氏名等の記載とあいまって、記事全体が一体として法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものに該当し、同号ただし書イないしハに該当する事情も認められない。

さらに、当該自衛隊員の氏名等は原処分において開示されていることから、法6条2項による部分開示の余地はなく、当該部分は法5条1号に該当し、別表の番号3に掲げる不開示部分は、同条3号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(2) 法5条2号イ該当性について

別表の番号4に掲げる不開示部分には、特定法人に関する情報が具体的かつ詳細に記載されていると認められる。

これを検討するに、当該部分は、当該法人保有のノウハウ等に関する情報であり、これを公にすることにより、当該法人の技術等が流出し、

競争上の不利益を被るなど、当該法人の正当な利益を害するおそれがあると認められるので、法5条2号イに該当し、不開示としたことは妥当である。

(3) 法5条3号該当性について

ア 別表の番号5に掲げる不開示部分には、自衛隊の組織、編成、運用、教育訓練、装備品、補給及び整備等に関する情報が記載されていると認められる。

当該部分は、これを公にすることにより、陸上自衛隊の態勢、能力及び練度並びに運用能力が推察され、自衛隊の活動を阻害しようとする相手方をして対抗措置を講ずることを可能ならしめるなど、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。

イ 別表の番号6に掲げる不開示部分には、自衛隊の施設の配置に関する情報が記載されていると認められる。

当該部分は、これを公にした場合、他の情報と照合することにより、当該施設の位置及び機能が推察され、自衛隊の活動を阻害しようとする相手方をして対抗措置を講ずることを可能ならしめるなど、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。

ウ 別表の番号7に掲げる不開示部分には、自衛隊の無線機に関する情報が記載されていると認められる。

当該部分は、これを公にすることにより、当該無線機の構成及び運用要領が推察され、自衛隊の活動を阻害しようとする相手方をして対抗措置を講ずることを可能ならしめるなど、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。

エ 別表の番号8に掲げる不開示部分には、防衛省・自衛隊の指揮系統・通信システム等に関する情報が記載されていると認められる。

当該部分は、これを公にすることにより、サイバー攻撃の糸口となるとともに、自衛隊の指揮統制要領、手法及び内容が推察され、自衛隊の活動を阻害しようとする相手方をして対抗措置を講ずることを可能ならしめるなど、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じ

させ、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。

オ 別表の番号9に掲げる不開示部分には、他国に関する情報が記載されていると認められる。

当該部分は、これを公にすることにより、他国との信頼関係が損なわれ、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。

カ 別表の番号10に掲げる不開示部分には、自衛隊における防衛力整備及び運用に関する情報が記載されていると認められる。

当該部分は、これを公にすることにより、我が国の防衛体制が推察され、自衛隊の活動を阻害しようとする相手方をして対抗措置を講ずることを可能ならしめるなど、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求に対し、本件対象文書を特定し、その一部を法5条1号、2号イ及び3号に該当するとして不開示とした決定については、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当であり、不開示とされた部分は、同条1号、2号イ及び3号に該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子、委員 太田匡彦、委員 佐藤郁美

別紙

1 本件請求文書

『航空安全情報』のうち防官文第13387号（2021. 6. 2－本本B446）で「残りの部分」とされた全て、及び開示請求（2021. 6. 2－本本B446）の後に綴られた文書の全て。

2 本件対象文書

文書1 航空安全情報 3. 6 No. 577（1枚目及び3枚目のみ。）

文書2 航空安全情報 3. 7 No. 578（1枚目及び5枚目のみ。）

文書3 航空安全情報 2. 3 No. 562（1枚目及び6枚目を除く。）

文書4 航空安全情報 2. 4 No. 563（1枚目及び6枚目を除く。）

文書5 航空安全情報 2. 5 No. 564（1枚目及び5枚目を除く。）

文書6 航空安全情報 2. 6 No. 565（1枚目及び6枚目を除く。）

文書7 航空安全情報 2. 7 No. 566（1枚目及び6枚目を除く。）

文書8 航空安全情報 2. 8 No. 567（1枚目及び6枚目を除く。）

文書9 航空安全情報 2. 9 No. 568（1枚目及び5枚目を除く。）

文書10 航空安全情報 2. 10 No. 569（1枚目及び6枚目を除く。）

文書11 航空安全情報 2. 11 No. 570（1枚目及び3枚目を除く。）

文書12 航空安全情報 2. 12 No. 571（1枚目及び6枚目を除く。）

文書13 航空安全情報 3. 1 No. 572（1枚目及び5枚目を除く。）

文書14 航空安全情報 3. 2 No. 573（1枚目及び6枚目を除く。）

文書15 航空安全情報 3. 3 No. 574（1枚目及び5枚目を除く。）

文書16 航空安全情報 3. 4 No. 575（1枚目及び5枚目を除く。）

文書17 航空安全情報 3. 5 No. 576（1枚目及び3枚目を除く。）

文書18 航空安全情報 3. 6 No. 577（1枚目及び3枚目を除く。）

文書19 航空安全情報 3. 7 No. 578（1枚目及び5枚目を除く。）

別表（原処分において不開示とした部分及び理由）

番号	文書	不開示とした部分	不開示とした理由
1	文書 3	1 枚目、8 ページ、1 9 ページ、3 3 ページ、4 9 ページないし 5 5 ページ、6 2 ページ、6 7 ページ及び 7 2 枚目のそれぞれ写真の顔部分（識別が容易でないと認められるもの及び法 5 条 1 号ただし書イに該当するものを除く。）	個人に関する情報であり、これを公にすることにより、特定の個人が識別され、又は特定の個人を識別することはできないが、なお個人の権利利益を害するおそれがあることから、法 5 条 1 号に該当するため不開示とした。
	文書 4	1 枚目、5 ページ、8 ページ、1 5 ページ、3 2 ページないし 4 2 ページ及び 5 5 ページのそれぞれ写真の顔部分（識別が容易でないと認められるもの及び法 5 条 1 号ただし書イに該当するものを除く。）	
	文書 5	7 ページ、1 0 ページ、2 1 ページ、2 9 ページ、4 1 ページないし 4 8 ページ、5 8 ページ、5 9 ページ及び 6 4 枚目のそれぞれ写真の顔部分（識別が容易でないと認められるもの及び法 5 条 1 号ただし書イに該当するものを除く。）	
	文書 6	5 ページ、9 ページ、1 2 ページ、2 8 ページ	

		ジ、54ページないし57ページ、66ページ及び67ページのそれぞれ写真の顔部分（識別が容易でないと認められるもの及び法5条1号ただし書イに該当するものを除く。）	
	文書7	5ページ、10ページ、13ページ、16ページ、23ページ、49ページ、56ページないし62ページ、65ページ、66ページ及び71ページのそれぞれ写真の顔部分（識別が容易でないと認められるもの及び法5条1号ただし書イに該当するものを除く。）	
	文書8	5ページ、8ページ、50ページないし54ページ、59ページないし61ページ及び66枚目のそれぞれ写真の顔部分（識別が容易でないと認められるものを除く。）	
	文書9	4ページ、12ページ、17ページ、53ページないし59ページ、68ページないし71ページ及び76枚目のそれぞれ写真の顔部分（識別が容易でな	

		いと認められるものを除く。)	
	文書 1 0	8 ページ、2 3 ページ、2 5 ページ、4 4 ページ、4 7 ページ、5 0 ページないし 5 4 ページ、6 4 ページ、6 5 ページ及び 7 0 枚目のそれぞれ写真の顔部分（識別が容易でないと認められるものを除く。)	
	文書 1 1	7 ページ、1 0 ページ、1 2 ページ、1 9 ページ、3 0 ページ、3 2 ページ、3 3 ページ、6 4 ページないし 6 9 ページ、7 6 ページ、7 7 ページ及び 8 2 枚目のそれぞれ写真の顔部分（識別が容易でないと認められるものを除く。)	
	文書 1 2	1 枚目、8 ページ、4 9 ページ、6 0 ページないし 6 7 ページ、7 1 ページないし 7 3 ページ及び 7 8 枚目のそれぞれ写真の顔部分（識別が容易でないと認められるものを除く。)	
	文書 1 3	4 ページ、7 ページ、2 1 ページ、6 2 ページないし 7 1 ページ及び 7 9 ページのそれぞれ写真の顔部分（識別	

		が容易でないと認められるものを除く。)	
	文書 1 4	5 ページ、5 6 ページないし 6 2 ページ、6 6 ページ及び 6 7 ページのそれぞれ写真の顔部分（識別が容易でないと認められるものを除く。)	
	文書 1 5	1 枚目、4 ページ、1 2 ページ、2 2 ページ、2 3 ページ、2 5 ページ、3 9 ページ、4 8 ページ、5 0 ページ、5 1 ページ、5 5 ページないし 5 9 ページ、6 4 ページ及び 6 5 ページのそれぞれ写真の顔部分（識別が容易でないと認められるものを除く。)	
	文書 1 6	8 ページ、1 0 ページ、4 2 ページないし 4 4 ページ、4 6 ページ、4 8 ページないし 5 2 ページ、5 4 ページないし 5 7 ページ及び 6 1 ページのそれぞれ写真の顔部分（識別が容易でないと認められるものを除く。)	
	文書 1 7	3 2 ページ、3 9 ページ、4 5 ページないし 5 2 ページ及び 6 1 ページのそれぞれ写真の顔部分（識別が容易でないと認められるもの	

		を除く。)	
	文書 18	2 ページ、6 ページ、 21 ページ、41 ページ、 46 ページないし 53 ページ、 64 ページ及び 65 ページのそれぞれ 写真の顔部分（識別が容易でないと 認められるものを除く。）	
	文書 19	4 ページ、7 ページ、 9 ページ、27 ページ、 37 ページ、40 ページ、 43 ページないし 48 ページ及び 51 ページないし 55 ページのそれぞれ 写真の顔部分（識別が容易でないと 認められるものを除く。）	
2	文書 3	6 ページ、8 ページ、 11 ページ、14 ページ、 27 ページ、29 ページ、 35 ページ、38 ページ及び 40 ページ の「1 はじめに」の 1 行目のそれぞれ 一部	個人に関する情報であり、これを 公にすることにより、特定の個人が 識別され、又は特定の個人を識別 することはできないが、なお個人の 権利利益を害するおそれがあること から、法 5 条 1 号に該当するため不 開示とした。
	文書 4	5 ページ、8 ページ、 15 ページ、22 ページ、 26 ページ、42 ページ及び 43 ページ のそれぞれ一部	
	文書 5	11 ページ、27 ページ、 31 ページ及び 34 ページのそれぞれ 一部	

	文書 6	5 ページ、9 ページ、 13 ページの「1 はじめに」、25 ページ、 32 ページ、36 ページ、49 ページ、54 ページ及び57 ページ のそれぞれ一部	
	文書 7	10 ページ、24 ページ、35 ページ、38 ページ、41 ページ、 48 ページ、51 ページ、54 ページ、61 ページ及び62 ページ のそれぞれ一部	
		14 ページの本文1 行 目、28 ページの「1 はじめに」及び71 ペ ージの「コメント」の それぞれ一部	
	文書 8	11 ページ、16 ページ、20 ページ、28 ページ、37 ページ、 44 ページ及び50 ペ ージないし54 ページ のそれぞれ一部	
		31 ページ、34 ページ及び39 ページのそ れぞれ「1 はじめに」 の一部	
	文書 9	12 ページ、17 ページ、21 ページ、25 ページ、32 ページ、 35 ページ、37 ページ、40 ページ、43 ページ及び45 ページ の本文1 行目のそれぞ れ一部	

	文書 1 0	5 ページ、8 ページ、 1 2 ページ、2 0 ページの「1 はじめに」、 3 1 ページ、3 4 ページ、3 6 ページ、3 8 ページ、4 5 ページ、 4 7 ページ及び 5 2 ページないし 5 4 ページのそれぞれ一部	
	文書 1 1	2 ページ、7 ページ、 1 1 ページ、1 8 ページ、2 0 ページ、3 9 ページ、4 2 ページ、 4 5 ページ、5 7 ページ、6 0 ページ、6 7 ページ及び 6 9 ページのそれぞれ一部	
		2 4 ページ及び 3 2 ページのそれぞれ「1 はじめに」の一部	
	文書 1 2	2 7 ページ、3 0 ページの「1 はじめに」、 3 8 ページ、4 1 ページ、5 0 ページ、5 1 ページ、5 3 ページ、 5 5 ページ、6 1 ページ、6 3 ページ、6 4 ページ及び 6 6 ページのそれぞれ一部	
	文書 1 3	4 ページの本文 2 行目の一部	
		7 ページ、1 1 ページ、3 0 ページ、3 2 ページ、3 5 ページ、 5 7 ページ及び 6 0 ページのそれぞれ一部	
		1 5 ページ及び 2 5 ページ	

		ージのそれぞれ「１ はじめに」の一部	
	文書１４	５ ページ、１ ０ ページ、１ ２ ページ、１ ５ 枚目、２ １ ページ、３ ７ ページ、４ １ ページ、４ ４ ページ、４ ８ ページ、５ ６ ページ及び５ ８ ページないし ６ １ ページのそれぞれ一部	
		２ ９ ページの「１ はじめに」の一部	
	文書１５	４ ページ、１ ２ ページ、２ ０ ページ、２ ７ ページ、３ ０ ページ、３ ３ ページ、３ ６ ページ、３ ８ ページ及び５ ８ ページのそれぞれ一部	
		５ ２ ページの「１ はじめに」の一部	
	文書１６	８ ページ、４ ９ ページ及び５ ２ ページのそれぞれ一部	
	文書１７	２ ８ ページ、３ ０ ページ、３ ３ ページ、３ ５ ページ、４ ６ ページ及び４ ８ ページのそれぞれ一部	
	文書１８	２ ４ ページ、２ ７ ページ、３ ２ ページ、３ ３ ページ、３ ６ ページ、４ ２ ページ及び６ ３ ページのそれぞれ一部	
	文書１９	８ ページ、１ １ ページ、２ ８ ページ、３ ０	

		ページないし 3 2 ページ及び 3 5 ページのそれぞれ一部	
3	文書 6	2 9 ページの一部	個人に関する情報であり、これを公にすることにより、特定の個人が識別され、又は特定の個人を識別することはできないが、なお個人の権利利益を害するおそれがあるとともに、自衛隊の組織・編成に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の態勢が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法 5 条 1 号及び 3 号に該当するため不開示とした。
		5 6 ページの一部（写真の顔部分を除く。）	個人に関する情報であり、これを公にすることにより、特定の個人が識別され、又は特定の個人を識別することはできないが、なお個人の権利利益を害するおそれがあるとともに、自衛隊の運用及び教育訓練に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の能力及び練度が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法 5 条 1 号及び 3 号に該当するため不開示とした。
	文書 1 0	4 2 ページの一部	個人に関する情報であり、これを公にすることにより、特定の個人が識別され、又は特定の個人を識別することはできないが、なお個人の権利利益を害す

			るおそれがあるとともに、自衛隊の組織・編成・現員等に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の態勢が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条1号及び3号に該当するため不開示とした。
	文書12	5ページ及び24ページのそれぞれ一部	個人に関する情報であり、これを公にすることにより、特定の個人が識別され、又は特定の個人を識別することはできないが、なお個人の権利利益を害するおそれがあるとともに、自衛隊の運用及び教育訓練に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の能力及び練度が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条1号及び3号に該当するため不開示とした。
	文書17	40ページの一部	個人に関する情報であり、これを公にすることにより、特定の個人が識別され、又は特定の個人を識別することはできないが、なお個人の権利利益を害するおそれがあるとともに、自衛隊の運用及び教育訓練に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の能力及び練度が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害する

			おそれがあることから、法5条1号及び3号に該当するため不開示とした。
4	文書18	55ページないし58ページのそれぞれ一部	法人に関する情報であり、これを公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法5条2号イに該当するため不開示とした。
5	文書3	40ページの一部（「1 はじめに」の1行目を除く。）	自衛隊の組織・編成に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の態勢が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
	文書4	45ページないし47ページのそれぞれの一部	自衛隊の運用及び教育訓練に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の能力及び練度が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
	文書5	5ページ、17ページ、38ページ、39ページ及び44ページのそれぞれ一部	自衛隊の運用及び教育訓練に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の能力及び練度が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
	文書6	1ページの一部	自衛隊の組織・編成に関する情報であり、これを公にすること

			により、自衛隊の態勢が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法５条３号に該当するため不開示とした。
		２ページ、１０ページ、１３ページの「２飛行隊の現状」、１７ページ及び１８ページのそれぞれ一部	自衛隊の運用及び教育訓練に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の能力及び練度が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法５条３号に該当するため不開示とした。
	文書７	１ページ、１４ページの本文１行目及び２行目、２８ページの「（４）不安全事項の関係者」、２９ページ及び５５ページのそれぞれ一部	自衛隊の運用及び教育訓練に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の能力及び練度が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法５条３号に該当するため不開示とした。
		２８ページの「（５）不安全事項発生の経過」及び３０ページのそれぞれ一部	自衛隊の装備品に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の運用能力が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法５条３号に該当するため不開示とした。
		４９ページ及び６５ページのそれぞれ本文の一部	自衛隊の組織・編成に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の態勢が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我

			が国の安全を害するおそれがあることから、法５条３号に該当するため不開示とした。
	文書８	１７ページないし１９ページのそれぞれ一部	自衛隊の運用及び教育訓練に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の能力及び練度が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法５条３号に該当するため不開示とした。
		３１ページ及び３３ページないし３５ページのそれぞれ一部（３１ページ及び３４ページのそれぞれ「１ はじめに」を除く。）	
		３２ページの一部	
		３９ページの「２ 第５飛行体の現状等」の一部	自衛隊の運用、教育訓練及び組織・編制に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の能力、練度及び態勢が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法５条３号に該当するため不開示とした。
	文書９	２６ページ、２７ページ及び３０ページのそれぞれ一部	自衛隊の運用及び教育訓練に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の能力及び練度が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法５条３号に該当するため不開示

			とした。
		45ページの本文5行目、46ページ、47ページ、49ページ及び50ページのそれぞれ一部	自衛隊の運用及び組織・編制に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の能力及び態勢が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
	文書10	18ページ及び20ページの「3 各種安全管理について」のそれぞれ一部	自衛隊の運用及び教育訓練に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の能力及び練度が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
		56ページないし58ページのそれぞれ一部	自衛隊の補給及び整備に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の運用能力が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
	文書11	24ページの「2 整備隊の現状」の一部	自衛隊の組織・編成・現員等に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の態勢が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
		32ページの「2 部隊の現状」の一部（写真の顔部分を除く。）	
		58ページの一部	
		28ページ、31ページ	自衛隊の運用及び教育訓練に関

		ジ及び 71 ページのそれぞれ一部	する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の能力及び練度が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法 5 条 3 号に該当するため不開示とした。
		82 枚目の一部（写真の顔部分を除く。）	自衛隊の装備品に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の運用能力が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法 5 条 3 号に該当するため不開示とした。
	文書 12	22 ページの一部	自衛隊の装備品に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の運用能力が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法 5 条 3 号に該当するため不開示とした。
		26 ページ、30 ページの「2 概要」及び 31 ページのそれぞれ一部	自衛隊の運用及び教育訓練に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の能力及び練度が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法 5 条 3 号に該当するため不開示とした。
		43 ページ及び 56 ページのそれぞれ一部	自衛隊の組織・編成・現員等に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の態勢が推察され、自衛隊の任務の効

			果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
文書13	4ページの本文11行目ないし14行目、18行目及び19行目のそれぞれ一部	自衛隊の運用及び教育訓練に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の能力及び練度が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。	
	15ページの「2 UH操縦士集中訓練（上級部隊施策）」の一部		
	29ページ及び51ページのそれぞれ一部		
	25ページの「2 整備班の現状」の一部	自衛隊の組織・編成・現員等に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の態勢が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。	
文書14	24ページの一部	自衛隊の組織・編成・現員等に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の態勢が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。	
	29ページの「2 事例の概要」の一部	自衛隊の運用及び教育訓練に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の能力及び練度が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼ	
	63ページの一部		

			し、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
	文書15	17ページ、49ページ及び53ページのそれぞれ一部	自衛隊の組織・編成・現員等に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の態勢が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
		52ページの一部（「1 はじめに」を除く。）	
		62ページの一部	自衛隊の運用及び教育訓練に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の能力及び練度が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
	文書16	14ページ、17ページ、27ページ及び40ページのそれぞれ一部	自衛隊の運用及び教育訓練に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の能力及び練度が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。

	文書 1 7	2 6 ページの一部	自衛隊の装備品に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の運用能力が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法 5 条 3 号に該当するため不開示とした。
		4 1 ページの一部	自衛隊の運用及び教育訓練に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の能力及び練度が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法 5 条 3 号に該当するため不開示とした。
	文書 1 8	1 0 ページ及び 1 2 ページのそれぞれ一部	自衛隊の組織・編成・現員等に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の態勢が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法 5 条 3 号に該当するため不開示とした。
	文書 1 9	2 1 ページないし 2 3 ページ及び 4 0 ページのそれぞれ一部	自衛隊の運用及び教育訓練に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の能力及び練度が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法 5 条 3 号に該当するため不開示とした。
6	文書 4	4 4 ページの一部	自衛隊の施設の配置に関する情報であり、これを公にすること

			により、当該施設の警備要領が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
7	文書4	54ページの一部	自衛隊が運用する無線機に関する情報であり、これを公にすることにより、同無線機の構成及び運用要領が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
8	文書6	61ページの一部	自衛隊の通信システムに関する情報であり、これを公にすることにより、サイバー攻撃の糸口となり、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
	文書16	1枚目の一部	防衛省・自衛隊の指揮系統・通信システム等に係る情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の指揮統制要領、手法及び内容が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
	文書17	10ページの一部	防衛省・自衛隊の指揮系統に係る情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の指揮統制要領、手法及び内容が推察さ

			れ、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
		21 ページの一部	自衛隊の通信に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の指揮統制要領、手法及び内容が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
	文書18	40 ページ及び41 ページのそれぞれ一部	自衛隊の指揮系統・通信システム等に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の指揮統制要領、手法及び内容が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
9	文書17	3 ページの一部	他国に関する情報であり、これを公にすることにより、他国との信頼関係が損なわれ、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
10	文書19	1 ページの一部	自衛隊における防衛力整備及び運用に関する情報であり、これを公にすることにより、我が国の防衛体制が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとともに、他国に関する情報であり、これ

			を公にすることにより、他国との信頼関係が損なわれ、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
--	--	--	---

※ 当審査会事務局において整理した。

※ 文書3、文書4、文書8、文書10、文書12及び文書14の枚数の表記は、1枚目及び6枚目を除いて記載している。

文書5、文書9、文書15及び文書16の枚数の表記は、1枚目及び5枚目を除いて記載している。

文書11の枚数の表記は、1枚目及び3枚目を除いて記載している。